

平成21年度

総 会 議 案 書

と き 平成21年 8月27日(木)
午前10時30分
ところ KKRホテル大阪

大阪府内国有林野等所在市町村長協議会

大阪府内国有林野等所在市町村長協議会 名簿

平成21年8月1日 現在

市 町 村 等	氏 名	備 考
高 槻 市	奥 本 務	代表世話人
箕 面 市	倉 田 哲 郎	監 事
阪 南 市	福 山 敏 博	
岬 町	石 田 正 弘	
千 早 赤 阪 村	松 本 昌 親	
京 都 大 阪 森 林 管 理 事 務 所	福 田 淳	

平成 2 1 年度
大阪府内国有林野等所在市町村長協議会総会
議事次第

- 1 開会
- 2 代表世話人挨拶
- 3 近畿中国森林管理局挨拶
- 4 議事
 - (1) 第 1 号議案 平成 2 0 年度事業実績及び収支決算の承認について
 - (2) 第 2 号議案 平成 2 1 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について
- 5 京都大阪森林管理事務所からの取組報告
- 6 意見交換
- 7 その他
- 8 閉会

第1号議案

平成20年度事業実績及び収支決算の承認について

平成20年度事業実績を以下のとおり報告する。

1 協議会総会

日 時	平成20年 9月1日 (月)
場 所	KKRホテル大阪
概 要	5市町村が出席。 「平成19年度活動状況報告及び収支決算報告」並びに 「平成20年度活動計画(案)及び収支予算(案)を承認。 「役員の改選」を実施。

2 近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会への出席

日 時	平成20年11月 4日 (火曜)
場 所	近畿中国森林管理局 4階大会議室
概 要	監事 箕面市長(代理 吉野専任副理事)が出席。

平成20年度 収支決算

自:平成20年 4月 1日

至:平成21年 3月31日

収入の部

項	目	予算額	収入額	増減	摘要
分担金	協議会会費	0	0	0	
雑収入	雑収入	280	289	9	
繰越金	前年度繰越金	238,890	238,890	0	
合計		239,170	239,179	9	

支出の部

項	目	目の 細分	予算額	支出額	増減	摘要
事業費	会議費		120,000	61,650	△ 58,350	
	現地 研修会		0	0	0	
	協議会 会費		0	0	0	
管理費	事務費	消耗 品費	2,000	0	△ 2,000	
		通信費	2,000	1,280	△ 720	
小計			124,000	62,930	△ 61,070	
予備費			115,170		△ 115,170	
翌年度へ 繰越				176,249	176,249	
合計			239,170	239,179	9	



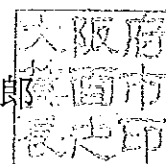
会 計 監 査 報 告

大阪府内国有林野等所在市町村長協議会の平成20年度会計(平成20年4月1日から平成21年3月31日)について監査を行ったところ、適切であったことを報告します。

平成 21 年 8 月 17 日

会 計 監 査 委 員

監 事 箕面市長 倉田 哲郎



大阪府内国有林野等所在市町村長協議会

代 表 世 話 人 殿

第2号議案

平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について

平成21年度事業計画(案)を以下のとおり提案する。

1 協議会総会の開催

日 時	平成21年 8月27日(木)
場 所	KKR ホテル大阪

2 近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会への出席

日 時	平成21年11月上旬
場 所	近畿中国森林管理局(大阪市)

3 現地見学会の開催(京都府内国有林野等所在市町村長協議会との共催)

日 時	平成21年11月上旬
場 所	大悲山国有林(京都市内(予定))
内 容	製品生産事業等の見学。

平成21年度 収支予算(案)

自:平成21年 4月 1日
至:平成22年 3月31日

収入の部

項	目	金額	摘要
分担金	協議会会費	0	
雑収入	雑収入	251	
繰越金	前年度繰越金	176,249	
合計		176,500	

支出の部

項	目	目の 細分	予算額	摘要
事業費	会議費		50,000	
	現地 研修会		30,000	
	協議会 会費		0	
管理費	事務費	消耗 品費	2,000	
		通信費	2,000	
小計			84,000	
予備費			92,500	
翌年度へ 繰越				
合計			176,500	

大阪府内国有林野等所在市町村長協議会規約

(目的)

第 1 条 この協議会は、大阪府内国有林野等所在市町村と近畿中国森林管理局(以下「森林管理局」という。)及び京都大阪森林管理事務所の連携の強化を図り、もって地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、大阪府内国有林野等所在市町村長協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(組織)

第 3 条 この協議会は、大阪府内における国有林野等の所在する地域の市町村長と当該国有林野等を管轄する京都大阪森林管理事務所長をもって構成し、必要に応じて近畿中国森林管理局、国の地方出先機関並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるものとする。

(協議事項)

第 4 条 この協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について地域社会との意思疎通を図り、その要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるよう努める。

(1) 国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養等国有林野等の有する公益的機能の発揮に関する事項

(2) 国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項

(3) 保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項

(4) 国有林野等の活用に関する事項

(5) 国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項

(6) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項

(代表世話人等)

第 5 条 この協議会に、代表世話人及び監事(会計監査)を置くこととし、大阪府内国有林野等所在市長村長の互選により選任する。

代表世話人及び監事(会計監査)は各 1 名とする。

(代表世話人等の任期)

第 6 条 この協議会における代表世話人及び監事(会計監査)の任期は 2 年

とする。

但し再選を妨げない。

(会議の開催)

第 7 条 この協議会の会議は、代表世話人と京都大阪森林管理事務所長が協議してこれを招集する。

(連絡協議会への参加)

第 8 条 近畿中国森林管理局管内の府県協議会間の連絡調整を図るため、近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会の招集があった場合は、代表世話人及び京都大阪森林管理事務所長が参加する。

(経費)

第 9 条 当面の協議会の運営に必要な経費は、第 3 条で定める組織構成機関の分担金繰越金等を持ってこれに充てる。

(会計年度及び会計報告)

第 10 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事務局からこれを報告するものとする。

(事務局)

第 11 条 この協議会の事務局は京都大阪森林管理事務所の総務担当に置く。

付則

平成 11 年 9 月 3 日改正

平成 13 年 8 月 30 日改正

平成 16 年 8 月 27 日改正